

★第16回★

「相続放棄と限定承認」

相続においては、時に被相続人が多額の借金を有している場合があります。今回は、このような場合に活用を検討したい「相続放棄」「限定承認」について詳しく見ていくことにしましょう。



税理士 八木正宣

相 続は、被相続人の財産上の権利や義務をすべて引き継ぐものとされています。よって、

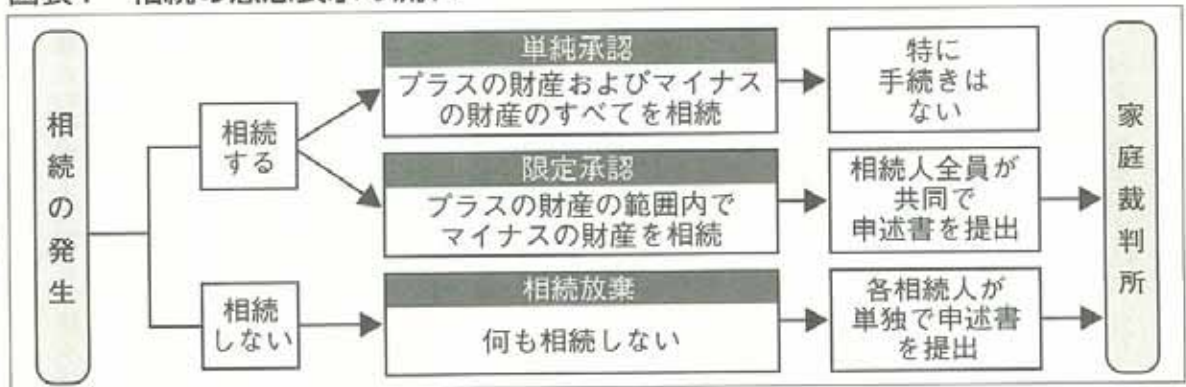
相続の対象となる財産には、現預金・不動産などプラスの資産だけでなく、借入金などマイナスの資産も含まれることになります。

仮にマイナスの財産である借入金を相続した場合には、相続したプラスの財産および相続人が従来から所有していた財産の中から借入金を返済していかなければなりません。

しかし、相続人はその意思に反してまで相続が強制されるわけではありません。民法では、相続しないこと（相続放棄）、あるいは相続したプラスの財産の範囲内でマイナスの財産を相続すること（限定承認）を認めています。

そして、相続人には考える期間が与えられています。相続人は必ず「相続の開始があったことを知った時から3カ月以内」に、相続放棄するか、限定承認するかを家庭裁判所に対して意思表示しなければなりません。何もせずにこの期間が過ぎてしまうと、すべて相続する意思がある（単純承認）と

図表1 相続の意思表示の流れ



したときや、遺産の全部または一部を隠して限定承認や相続放棄をしたときには、単純承認をしたものとみなされる可能性があります。

「相続放棄」を選択すれば一切財産を相続しないことに

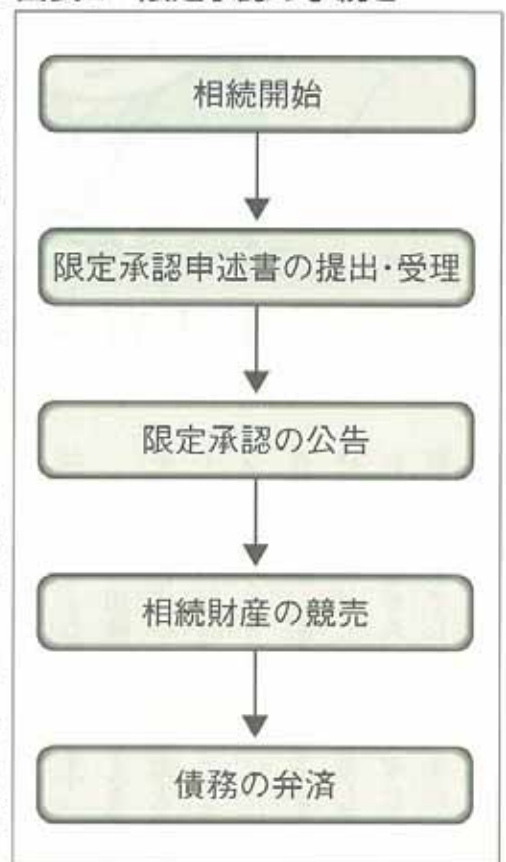
（相続放棄）

相続放棄とは、プラスの相続財産およびマイナスの相続財産のすべてを放棄し、一切財産を相続しないという民法上の手続きです。一般的には、マイナスの財産が多くプラスの財産で弁済しきれない場合によく利用されます。

相続放棄の手続きは、相続人が「相続放棄申述書」を相続の発生から3ヵ月以内に家庭裁判所に提出することにより開始されます。家庭裁判所は、この申述書によって本人の意思を確認したうえで受理します。いったん相続放棄が受理されると、相続放棄の取消は原則としてできません。

ここで注意したいのが、相続放棄があった場合には、「その放棄をした相続人は最初から相続人でなかったとみなされる」という点

図表2 限定承認の手続き



です。具体的には、相続放棄者の子や孫に代襲相続は行なわれず、第1順位の相続人全員が相続を放棄した場合は、第2順位または第3順位の相続人が繰り上がって相続人となります。

また、民法上の相続放棄と遺産分割を受ける権利の放棄とは、基本的にその効果が違います。よく「相続を放棄した」と耳にしますが、実際には家庭裁判所の所定の手続きを経ず、遺産分割協議において自己の相続分に基づく遺産分割を受ける権利を放棄しただけのケースがあります。

このような場合、遺産分割の際に判明していなかった被相続人の借金があり、これをだれが負担す

るのが決まらなければ、借金は法定相続分に従って各相続人が負担することになります。つまり、遺産分割に伴う財産取得を放棄しても、一方で借金を負担しなければならぬことになりかねません。万全を期すならば、民法上の手続きに従って相続放棄するのが望ましいといえます。

単純承認した相続人がいると限定承認の選択は不可

（限定承認）

限定承認とは、プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐという条件付きで相続をする民法上の手続きです。具体的な手続きは、相続の発生から3ヵ月以内

に、相続放棄者を除く相続人全員が財産目録を添えて家庭裁判所に「限定承認申述書」を提出して行ないます。

相続人の中で1人でも単純承認をした人がいる場合は、限定承認を選択することはできません。

そして、家庭裁判所が限定承認を受理した後は、限定承認の公告、相続財産の競売、債務の弁済などの手続きを行なわなければなりません（図表2）。

限定承認の手続きの結果、最終的にマイナスの財産のほうが多かった（債務を弁済しきれなかった）という場合には、相続人は借金の返済が不要となります。結果的にプラスの財産のほうが多ければ、差し引いた遺産を取得することが可能です。

では、図表3を見ながら限定承認の活用例を紹介しましょう。

相続人は、被相続人から土地と1700万円の借入金を相続することになります。ちなみに、当該土地は遠隔地にあるため、相続人は売却処分をしたいと考えています。このようなケースにおいて、単純承認した場合と限定承認した

図表3 限定承認の活用例

| | |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 〈相続財産等の内訳〉 ・土地（取得価額1000万円）・借入金1700万円 ・土地のみなし譲渡取得税は売却益の20% | |
| 〈ケース① 売却価額=2000万円の場合〉 | |
| 土地換価 2000万円 | 所得税200万円 借入金 1700万円 } 引き継ぐ(100万円) |
| 〈ケース② 売却価額=1500万円の場合〉 | |
| 土地換価 1500万円 切り捨て(借入金残300万円) | 所得税100万円 借入金 1700万円 |

場合を比較してみましょう。
借入金より高く売れた場合（2000万円）には、両者は変わりません。売却代金から税金と借入金を支払った残額100万円が手元に残ります。
他方、借入金より低い価額（1500万円）でしか売れなかった場合はどうでしょうか。

単純承認して土地を売却し、売却代金からまず所得税を負担して借入金を返済すると、まだ借入金が300万円残ります。
しかし、限定承認すれば、財産の範囲内で債務を引き継ぐので、残った借入金の300万円は負担しなくてもよいということになります。

BB

今回の解説
を踏まえて

こんなアドバイスを行なおう

今回のお客様



亡くなった父の赤字事業を相続することに不安があるというPさん

Pさん「先日、父が亡くなりました。父は事業を営んでいましたが、赤字事業で借金があります。ですから私は事業を引き継ぐ意思はありません。相続の手続きはどうすればよいですか」

行職員「相続の方法には、通常の相続と相続放棄、相続した財産の範囲内で債務を引き継ぐという限定承認の3つがあります。お父様がお亡くなりになられてから3ヵ月以内に、この3つの中からいずれかを選択する必要があります」

Pさん「父には事業用の財産もありますが、それよりも借入金のほうが多額になるはずで」

行職員「借入金のほうが多額だと判明している場合は、相続放棄を選ぶことをお勧めいたします。財産の一切を相続しないこととなりますので、借入金の返済義務も引き継ぎません」

Pさん「そのような便利な手続きがあるのですね。分かりました。期限まであまり時間がないので、早速、専門家に相談してみます」

★アドバイスのポイント★

被相続人の遺産の中に借入金などマイナスの財産が多い場合には、相続放棄および限定承認の検討が必要です。どちらも相続発生後3ヵ月以内が手続きの期限となっていますが、相続発生後は四十九日など喪に服す期間があり、検討する時間が十分にあるとはいえません。期限にも十分注意するようにアドバイスをしましょう。